

利根町告示第48号

平成22年第2回利根町議会定例会を次のとおり招集する。

平成22年6月1日

利根町長 遠山 務

1. 招集の日 平成22年6月4日

2. 招集の場所 利根町議会議場

平成22年第2回利根町議会定例会会期日程

| 日次 | 月 日 | 曜日 | 会 議 | 内 容 | 開議時間 |
|----|-------|----|-------|-----------------------|-------|
| 1 | 6. 4 | 金 | 本 会 議 | 開会 提出議案説明・報告（一部採決） | 午前10時 |
| 2 | 6. 5 | 土 | 休 会 | 議案調査 | |
| 3 | 6. 6 | 日 | 休 会 | 議案調査 | |
| 4 | 6. 7 | 月 | 本 会 議 | 一般質問（5人） | 午前10時 |
| 5 | 6. 8 | 火 | 本 会 議 | 一般質問（2人） | 午前10時 |
| 6 | 6. 9 | 水 | 休 会 | 議案調査 | |
| 7 | 6. 10 | 木 | 本 会 議 | 質疑・討論・採決 閉会 | 午前10時 |

平成22年第2回
利根町議会定例会会議録 第1号

平成22年6月4日 午前10時開会

1. 出席議員

| | | | |
|----|--------|-----|--------|
| 1番 | 能登百合子君 | 9番 | 五十嵐辰雄君 |
| 2番 | 西村重之君 | 10番 | 会田瑞穂君 |
| 4番 | 守谷貞明君 | 12番 | 岩佐康三君 |
| 5番 | 高橋一男君 | 13番 | 高木博文君 |
| 6番 | 中野敬江司君 | 14番 | 若泉昌寿君 |
| 8番 | 今井利和君 | | |

1. 欠席議員

11番 飯田勲君

1. 説明のため出席した者の氏名

| | | | |
|-----------------|----|----|------|
| 町 | 長 | 遠山 | 務君 |
| 総務課 | 長 | 飯田 | 修君 |
| 企画財政課 | 長 | 秋山 | 幸男君 |
| 税務課 | 長 | 鈴木 | 弘一君 |
| まちづくり推進課 | 長 | 高野 | 光司君 |
| 住民課 | 長 | 木村 | 克美君 |
| 福祉課 | 長 | 師岡 | 昌巳君 |
| 保健福祉センター | 所長 | 石塚 | 稔君 |
| 環境対策課 | 長 | 蓮沼 | 均君 |
| 保険年金課長兼国保診療所事務長 | | 矢口 | 功君 |
| 経済課 | 長 | 菅田 | 哲夫君 |
| 都市建設課 | 長 | 飯塚 | 正夫君 |
| 会計課 | 長 | 飯田 | 美代子君 |
| 教育 | 長 | 伊藤 | 孝生君 |
| 学校教育課 | 長 | 鬼沢 | 俊一君 |
| 生涯学習課 | 長 | 石井 | 博美君 |
| 水道課 | 長 | 福田 | 茂君 |

1. 職務のため出席した者の氏名

| | |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 蛭 原 一 博 |
| 書 記 | 雑 賀 正 幸 |
| 書 記 | 飯 田 江 理 子 |

1. 会議録署名議員

| | |
|-----|-----------|
| 10番 | 会 田 瑞 穂 君 |
| 12番 | 岩 佐 康 三 君 |

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

平成22年6月4日（金曜日）

午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の件
- 日程第3 報告第1号 平成21年度利根町一般会計繰越明許費について
- 日程第4 報告第2号 平成21年度利根町公共下水道事業特別会計繰越明許費について
- 日程第5 報告第3号 平成21年度利根町水道事業会計予算の繰越について
- 日程第6 議案第28号 利根町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第7 議案第29号 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第8 議案第30号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第9 議案第31号 平成21年度利根町一般会計補正予算（第8号）の専決処分について
- 日程第10 議案第32号 平成22年度利根町一般会計補正予算（第1号）の専決処分について
- 日程第11 議案第33号 利根町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第34号 利根町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第35号 利根町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第36号 利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第15 議案第37号 平成22年度利根町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第38号 利根町監査委員の選任について
- 日程第17 議案第39号 龍ヶ崎市の公の施設を本町住民の使用に供させることに関する議決事件の変更について
- 日程第18 請願第11号 利根町議会議員定数の削減を求める請願
- 日程第19 議員提出議案第11号 利根町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第20 休会の件

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の件
- 日程第3 報告第1号
- 日程第4 報告第2号
- 日程第5 報告第3号
- 日程第6 議案第28号
- 日程第7 議案第29号
- 日程第8 議案第30号
- 日程第9 議案第31号
- 日程第10 議案第32号
- 日程第11 議案第33号
- 日程第12 議案第34号
- 日程第13 議案第35号
- 日程第14 議案第36号
- 日程第15 議案第37号
- 日程第16 議案第38号
- 日程第17 議案第39号
- 日程第18 請願第11号
- 日程第19 議員提出議案第11号
- 日程第20 休会の件

午前10時00分開会

○議長（若泉昌寿君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。11番飯田 勲君から所用のため欠席という届け出がありました。定足数に達しておりますので、これより平成22年第2回利根町議会定例会を開

会いたします。

○議長（若泉昌寿君） 会議に入る前に、平成22年4月1日付で人事異動がありましたので、異動により就任した課長を紹介いたします。

それでは、まちづくり推進課長高野光司君。

〔まちづくり推進課長高野光司君登壇〕

○まちづくり推進課長（高野光司君） 4月1日付をもちまして、まちづくり推進課長を拝命いたしました高野でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。（拍手）

○議長（若泉昌寿君） 次に、住民課長木村克美君。

〔住民課長木村克美君登壇〕

○住民課長（木村克美君） 4月1日をもちまして住民課長を拝命しました木村克美です。よろしくお願ひします。（拍手）

○議長（若泉昌寿君） 次に、福祉課長師岡昌巳君。

〔福祉課長師岡昌巳君登壇〕

○福祉課長（師岡昌巳君） 4月1日付をもちまして、福祉課長を拝命いたしました師岡昌巳です。どうぞよろしくお願ひいたします。（拍手）

○議長（若泉昌寿君） 次に、保健福祉センター所長石塚 稔君。

〔保健福祉センター所長石塚 稔君登壇〕

○保健福祉センター所長（石塚 稔君） 4月1日付をもちまして、保健福祉センター所長を拝命いたしました石塚 稔でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（若泉昌寿君） 次に、環境対策課長蓮沼 均君。

〔環境対策課長蓮沼 均君登壇〕

○環境対策課長（蓮沼 均君） 4月1日付をもちまして、環境対策課長を拝命いたしました蓮沼 均です。どうぞよろしくお願ひいたします。（拍手）

○議長（若泉昌寿君） 次に、保険年金課長兼国保診療所事務長矢口 功君。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長矢口 功君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（矢口 功君） 4月1日付をもちまして、保険年金課長あわせて国保診療所事務長を拝命しました矢口 功です。どうぞよろしくお願ひいたします。（拍手）

○議長（若泉昌寿君） 次に、生涯学習課長石井博美君。

〔生涯学習課長石井博美君登壇〕

○生涯学習課長（石井博美君） おはようございます。

4月1日付で生涯学習課長を拝命いたしました石井博美です。よろしくお願ひいたします。（拍手）

○議長（若泉昌寿君） 次に、議会事務局長蛭原一博君。

〔議会事務局長蛭原一博君登壇〕

○議会事務局長（蛭原一博君） 4月1日付をもちまして、議会事務局長を拝命いたしました蛭原一博です。どうぞよろしくお願いたします。（拍手）

○議長（若泉昌寿君） 以上で紹介を終わります。

これから本日の会議を開きます。

○議長（若泉昌寿君） 総務常任委員長から委員会に付託した請願の審査結果について、及び監査委員から平成22年2月分から4月分の現金出納検査の結果についての報告がありました。その写しをお手元に配付してあります。

次に、町長から議案が提出されておりますので報告させます。

議会事務局長蛭原一博君。

済みません、鬼沢学校教育課長をご紹介漏れしましたのでよろしくお願いたします。

〔学校教育課長鬼沢俊一君登壇〕

○学校教育課長（鬼沢俊一君） 4月1日付をもちまして、学校教育課長を拝命いたしました鬼澤俊一でございます。どうぞよろしくお願いたします。（拍手）

〔議会事務局長蛭原一博君登壇〕

○議会事務局長（蛭原一博君） 大変失礼しました。

事務局の不手際で学校教育課長には大変ご迷惑かけましたことおわび申し上げます。それでは、報告を申し上げます。

今期定例会に、町長及び議員から議案が提出されましたのでご報告申し上げます。

報告第1号 平成21年度利根町一般会計繰越明許費について

報告第2号 平成21年度利根町公共下水道事業特別会計繰越明許費について

報告第3号 平成21年度利根町水道事業会計予算の繰越について

議案第28号 利根町税条例の一部を改正する条例の専決処分について

議案第29号 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について

議案第30号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

議案第31号 平成21年度利根町一般会計補正予算（第8号）の専決処分について

議案第32号 平成22年度利根町一般会計補正予算（第1号）の専決処分について

議案第33号 利根町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第34号 利根町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第35号 利根町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例

議案第36号 利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

議案第37号 平成22年度利根町一般会計補正予算（第2号）

議案第38号 利根町監査委員の選任について

議案第39号 龍ヶ崎市の公の施設を本町住民の使用に供させることに関する議決事件の変更について

議員提出議案第11号 利根町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例
以上、町長からは報告が3件、専決処分が5件、条例の一部改正が4件、補正予算が1件、人事案件が1件、その他が1件、計15件及び議員提出議案が1件の合計16件が提出されております。

以上で、報告を終わります。

○議長（若泉昌寿君） 報告が終わりました。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
これより議事日程に入ります。

○議長（若泉昌寿君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第118条の規定により、

10番 会 田 瑞 穂 君

12番 岩 佐 康 三 君

を指名をいたします。

○議長（若泉昌寿君） 日程第2、会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月10日までの通算7日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月10日までの7日間に決定いたしました。

なお、会期の内訳については、お手元に配付の会期日程のとおりであります。

○議長（若泉昌寿君） 審議に入るに当たり、本定例会に提出されました議案の総括説明を求めます。

町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） 皆さん、おはようございます。

平成22年第2回利根町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位の皆様方には何かとご多用中の中ご出席を賜り、心より御礼を申し上げます。

最初に、提出議案の総括説明に先立ちまして、町政の一端を申し上げたいと思っております。

初めに、国内外の経済情勢について触れますと、国外では、ギリシャの財政危機が世界

の株式市場を混乱に陥れ、世界経済に重大な影響を与えていることが新聞等で報道をされております。このユーロ安による世界同時株価安、これは2008年9月のリーマンショック同様の悪影響を与えるなど、世界各国の経済に与える影響は非常に大きなものであると報道をされております。

このギリシャショックの直撃で、ゴールデンウィークの連休明けの6日、7日には、東京株式市場では今年最大の下げ幅を記録するなど、日本経済においても大きな影響が出ているのも既にご存じのことと思います。今後の日本経済への影響も、非常に不透明なところもありますが、ギリシャショックが欧州全体に飛び火しており、日本企業の業績悪化、ひいては、景気の冷え込みの要因にもなりかねないと不安を感じているところでございます。

続いて、国内の経済雇用状況について触れますと、内閣府の月例経済報告において、景気は着実に持ち直してきているが、なお、自律性は弱く、失業率が高水準にあるなど厳しい状況にあるということであり、3月から先月5日まで、同様の基調判断を示しております。緊急経済対策を初めとする政策の効果などを背景に、景気の持ち直し傾向が続くことを期待している一方で、雇用情勢の悪化懸念が依然残っていることを示唆した報告が続いております。

先月28日に発表されました4月の全国消費者物価指数であります。値動きの大きい生鮮食品を除いた平成17年基準の総合指数は、高校授業料無償化の影響で99.2となり、前月と比較して0.3%の低下、前年の4月と比べ1.5%低下しており、14カ月連続のマイナスとなっております。

また、全国の雇用情勢を見ますと、4月の完全失業率は3月より0.1ポイント上昇し5.1%と、2カ月連続で悪化、景気動向指数の一つでもある有効求人倍率を見ましても、3月より0.01ポイント低下し0.48倍と、8カ月ぶりに低下に転じるなど、依然厳しい雇用情勢が続いていることがマスコミ等で報じられております。

続きまして、茨城県内の動向に目を向けますと、県では、厳しい経済、雇用情勢を踏まえ、県民生活の安定確保と、地域経済の活性化を図るための緊急経済雇用対策を、知事の直轄事業として積極的に取り組んでおります。平成22年度の予算でございますが、約1,100億円を計上しております。

主なものをご報告申し上げますと、経済対策関連としまして、融資の大幅な拡充による中小企業の経営安定強化に向けた事業や、公共事業等を通じての地域経済の活性化を図る事業。雇用対策としましては、事務補助や各種調査、データ整理等により雇用の創出を図る事業や、福祉、介護などの分野における研修を組み合わせた就業機会の提供事業、研修雇用一体型事業。そして就職支援センターの体制強化や、離職者向けの職業訓練の拡充、高校等進路指導の充実に向けた各種事業に努めているところであります。

また、生活者対策といたしまして、県営住宅の提供や生活福祉基金による離職者の生活

支援などの対策の推進にも努めているところでございます。

ここで、本年3月に開港いたしました茨城空港の近況につきまして申し上げますと、羽田と成田の両空港を補完し、首都圏の航空需要の一翼を担う役割を果たそうと、県では新たな就航路線等の確保に向けた茨城空港の利活用促進事業を実施しております。平成22年度は約9億6,600万円の予算を計上しているところであります。

主な事業といたしましては、茨城空港の就航対策事業、ターミナルビルの有効活用事業がでございます。お話によりますと、ターミナルビルへの来場者数は、3月11日から5月5日までの期間で約30万7,800人が来場しているとのことで、特に連休中の4月29日から5月5日まではその3分の1の約10万1,000人が来場し、大変込み合ったとのことでございます。

続きまして、本町の状況につきまして申し上げます。

平成22年度予算がスタートし、はや2カ月が経過いたしました。新組織のもと、特に子育て支援、健康づくり、旧利根中跡地の有効活用を重点的に行うなど、新たなまちづくりの推進に向け、各種事業を開始したところでございます。

ここで、現在の主な事業の状況等申し上げますと、子育て支援では、国の施策である子ども手当でございますが、5月21日現在、4月、5月で支給対象児童数は延べ3,099人という申請状況でございます。また、並行して町独自の制度として実施する子育て応援手当、平成22年4月1日以降に産まれた第2子以降の子供1人に対しまして、第2子50万円、第3子100万円を、出生した年から15歳まで分割で支給する事業の申請状況でございますが、5月25日現在、第2子が8人、第3子が3人という申請状況となっております。

また、本年度から、子供の対象年齢を、小学校3年生まで、住民税の非課税世帯においては中学3年生まで引き上げ、医療費の無料化を開始したところでもございます。新規に274人の児童がこの制度の対象となります。

次に、健康づくりでございますが、だれもが生涯健康に暮らせる地域づくり、それを目標に、子供から高齢者に至るまで、すべての年代の方が健康な生活を送れるよう、食育の推進、運動の習慣づくり、疾病予防などを最重点に、行政と地域ボランティアが一体となって健康の維持増進が図れるよう各種事業を進めております。

その一方で、今後も引き続き企業誘致に力を注いでいく所存でございます。学校跡地等の町有地の有効活用につきましては、本年度から、新たな組織として設置したまちづくり推進課を中心としまして、関係団体や住民の皆様方と協働で利活用を実現化に向けた方策の具体的な検討作業に入ります。

以上、簡単ではありますが、町政の状況等につきまして申し上げます。こうした事業も含め、地元雇用促進のための企業誘致、商業の活性化、スーパー堤防事業、生活道路の整備、安全教育など重要な事業を多数ございますので、議員の皆様方には、今後とも引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

続きまして、本日提出いたしました議案の総括説明を行います。

今期定例会におきましては、報告が3件、専決処分が5件、条例改正が4件、補正予算が1件、人事案件1件、その他1件の合計15件のご審議をお願いするものでございます。

報告第1号は、平成21年度利根町一般会計繰越明許費について、報告第2号は、平成21年度利根町公共下水道事業特別会計繰越明許費についてで、いずれも地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

報告第3号は、平成21年度利根町水道事業会計予算の繰越についてで、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告をするものであります。

議案第28号から議案第32号までは、専決処分の報告でありまして、議案第28号は、利根町税条例の一部を改正する条例の専決処分について、議案第29号は、利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について、議案第30号は、利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、議案第31号は、平成21年度利根町一般会計補正予算（第8号）の専決処分について、議案第32号は、平成22年度利根町一般会計補正予算（第1号）の専決処分についてで、いずれも地方自治法第179条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものであります。

議案第33号は、利根町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例で、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、国に準じて職員の勤務条件等の規定を改めたいので提案するものであります。

議案第34号は、利根町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例で、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、国に準じて職員の育児休業等の規定を改めたいので提案するものであります。

議案第35号は、利根町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例で、地方公務員法の改正により、国に準じて関係規定を改めたいので提案するものであります。

議案第36号は、利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例で、茨城県医療福祉対策実施要綱の改正に伴い、引用する規定の字句を改めたいので提案するものであります。

議案第37号は、平成22年度利根町一般会計補正予算（第2号）で、歳入歳出それぞれ1億2,447万2,000円を追加し、総額を50億7,556万2,000円とするものであります。

歳入の主なものは国庫委託金で、歳出の主なものは農林水産業費、また土木費であります。

議案第38号は、利根町監査委員の選任についてで、利根町大字大平424番地、五十嵐弘氏を利根町監査委員に選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

議案第39号は、龍ヶ崎市の公の施設を、本町住民の使用に供させることに関する議決事件の変更についてで、龍ヶ崎市の施設の一部廃止に伴い、協定書の一部を変更する必要が

あるため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提出議案の概要について説明をいたしました。詳細につきましては、それぞれの担当課長から説明させたいと思いますので、何とぞ適切なるご判断を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（若泉昌寿君） 総括説明が終わりました。

○議長（若泉昌寿君） 日程第3、報告第1号 平成21年度利根町一般会計繰越明許費についてから、日程第5、報告第3号 平成21年度利根町水道事業会計予算の繰越についてまでの3件の報告を求めます。

報告第1号について、企画財政課長秋山幸男君。

[企画財政課長秋山幸男君登壇]

○企画財政課長（秋山幸男君） それでは、報告第1号 平成21年度利根町一般会計繰越明許費について、補足してご説明申し上げます。

これは、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして報告をするものでございます。

款3 民生費、項1 児童福祉費、事業名が子ども手当システム導入委託でございます。これは、本年6月から支給が始まります子ども手当の電算処理システムの導入のための事業費で、平成21年度内に導入が完了できないため、事業費全額を翌年度に繰り越したものでございます。

2番目が、款7 土木費、項2 道路橋梁費、事業名が道路災害復旧工事事業でございます。羽根野地区の町道1005号線の道路災害復旧事業でございまして、平成21年度内に事業が完了できないため、事業費750万円のうち560万円を次年度に繰り越すものでございます。

3番目が、同じ款項で、事業名が町道103号線道路維持工事事業で、事業費の1億5,600万円のうち1億5,000万円を次年度に繰り越すものでございます。理由につきましては、事業が平成21年度内に完了できないというようなことでございます。

4番目が、款8 消防費、項1 消防費、事業名が全国瞬時警報システム整備工事事業でございまして、これは地震、津波などの災害の発生に対して警報を発するシステムを整備するもので、事業が平成21年度内に完了できないことから、事業費のうち849万5,000円を翌年度に繰り越すものでございます。

5番目が、款9 教育費、項2 小学校費、事業名が地上デジタルテレビ整備事業でございます。これは、デジタルテレビ購入のための事業費で、平成21年度内に完了できないことから、事業費のうち691万117円を翌年度に繰り越すものでございます。

次に、6番目、款項は同じでございます。事業名が、校務用パソコン整備事業でございます。事業費、これは小学校の校務に使用いたしますパーソナルコンピューターの購入のための事業費でございまして、平成21年度内に完了できないために、事業費のうち520

万1,036円を翌年度に繰り越すものでございます。

続きまして、7番目、款9教育費、項3中学校費、事業名が地上デジタルテレビ整備事業でございます。これはデジタルテレビ購入のための事業費で、平成21年度内に完了ができないことから、事業費のうち161万2,348円を翌年度に繰り越すものでございます。

続いて、8番目でございます。款項は同じでございます。事業名が校務用パソコン整備事業で、こちらは中学校の校務で使用いたしますパーソナルコンピューター購入のための事業費で、平成21年度内に完了できないため、事業費のうち307万2,964円を翌年度に繰り越すものでございます。

続きまして、款9教育費、項4社会教育費、事業名が地上デジタルテレビ整備事業でございます。これはデジタルテレビ購入のための事業費で、平成21年度内に完了できないことから、事業費のうち23万335円を翌年度に繰り越すものでございます。

それぞれの繰り越します事業費の財源の内訳につきましては、そこに記載されておりますとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（若泉昌寿君） 次に、報告第2号について、都市建設課長飯塚正夫君。

〔都市建設課長飯塚正夫君登壇〕

○都市建設課長（飯塚正夫君） 報告第2号 平成21年度利根町公共下水道事業特別会計繰越明許費について補足説明いたします。

これは地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

事業名は二つございますが、上の下水道維持管理工事費、繰越額6,950万円は、早尾台と羽根野台の間の雨水路改修の工事費であります。

次の霞ヶ浦常南流域下水道建設負担金、繰越額1,259万9,000円は、利根浄化センター内の施設工事費の負担金であります。

2件とも3月補正予算でご承認いただきました繰越明許費でございまして、年度内に完了することができなかったために22年度に繰り越したものでございます。

以上です。

○議長（若泉昌寿君） 次に、報告第3号について、水道課長福田 茂君。

〔水道課長福田 茂君登壇〕

○水道課長（福田 茂君） それでは、報告第3号 平成21年度利根町水道事業会計予算の繰越につきまして補足してご説明申し上げます。

これは、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、今期定例議会に報告するものでございます。

2枚目の別紙の方でご説明いたします。

繰越計算書でございしますが、款1資本的支出、項1建設改良費、予算計上額5,360万円から支払い義務発生額を引きまして2,684万6,000円を翌年度に繰り越すものでございます。

これは早尾台地区の町道103号線の道路維持工事業に先立ちまして、道路沿線の老朽化した給水管の布設替えのための工事費、それと平成21年度中に施工した水道工事に伴う道路舗装の本復旧、これが年度内に完了しませんので、その工事費を繰り越すものでございます。

以上で、報告を終わります。

○議長（若泉昌寿君） 以上で、報告第1号から報告第3号までの報告が終わりました。

○議長（若泉昌寿君） 日程第6、議案第28号 利根町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてから、日程第8、議案第30号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてまでの3件を一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。

それでは、日程第6、議案第28号 利根町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてから、日程第8、議案第30号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてまでの3件を一括議題といたします。

補足説明を求めます。

議案第28号及び議案第29号について、税務課長鈴木弘一君。

〔税務課長鈴木弘一君登壇〕

○税務課長（鈴木弘一君） それでは、議案第28号 利根町税条例の一部を改正する条例の専決処分につきまして、補足して説明申し上げます。

これは地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

議案第28号の参考資料の新旧対照表をもって説明したいと思いますので、よろしく願います。

まず、1ページと2ページにかけてなのですけれども、第19条の下線の部分の改正なのですけれども、これは地方税法第321条の8の各項の削除に伴う引用条項の整理による改正でございます。

続きまして、次のページ、2ページの第31条の第3項の下線部分の改正でございますが、これは地方税法第312条第3項の税率の適用区分の改正に伴う引用条項が整理されたことによる改正でございます。

続きまして、3ページの36条の3の2の1項から次のページの第5項までは、個人の町民税にかかります給与所得の扶養親族報告書で、扶養控除の見直しにおきまして、扶養親族の情報収集のための申告書の提出が創設されたことによる条文の追加でございます。

次のページの36条の3の3の1から5項も、個人の町民税に係る、これは公的年金受給

者等の扶養親族の申告書の提出が創設されたために条文が追加されたものでございます。これは36条の3の2と36条の3の3は、子ども手当が創設されまして、年少扶養控除、これは中学生以下の廃止に伴いまして、国の所得税においては、年少扶養親族に関する情報を収集する必要がなくなりました。でも、個人の住民税におきましては、非課税限度額制度が設けられておりますので、この非課税限度額の判定基準の算定に扶養親族の数が用いられていることから、引き続き年少扶養親族を含めた扶養親族の情報を把握する必要から、根拠を条例で定めまして、現行の仕組みを維持することとしたものでございます。

続きまして、6ページの第44条の2から3項の下線の部分の改正なのですが、これは地方税法第321条の3の改正で、65歳未満の公的年金等に係る所得割の徴収方法の改正に伴う文言の整理が行われたための改正であります。

一番下の7ページの下4項なのですが、これは新たに加えられたもので、65歳以上の方の公的年金に係る所得を適用外とするものでございます。それに伴いまして、次のページなのですが、第4項を5項に、5項を6項に改めるものでございます。これは65歳未満の年金所得に係る徴収方法の変更で、昨年10月から65歳以上の方の年金所得の特別徴収が開始されましたが、65歳未満の方は年金から特別徴収ができません。ので、普通徴収で徴収しております。これを今回の改正で、65歳未満の方で給与所得のある方は、給与所得と年金所得を合算して特別徴収をできることにしたものでございます。65歳の年金所得の方に対しては、申告によって普通徴収も可となります。ですから、普通徴収と特別徴収どちらかを選択することができます。

続きまして、8ページの第48条でございます。48条の1項から11ページまでの第6項の下線の部分の改正は、地方税法第321条の8の各項の削除に伴う引用条項が整理されたための改正でございます。

続きまして、11ページの下の方の第50条でございますが、50条の第2項第3項の下線部分の改正も前条の48条の改正と同じでございます。

続きまして、13ページお願いします。

第54条の6項の下線の部分の改正なのですが、これは地方自治法の改正に伴う同法から引用する用語、地方開発事業団が、地方税法第343条第7項より削除されたことによりまして改正でございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。

たばこ税の税率でございます。第95条、現行の1,000本につき3,298円を1,000本につき4,618円と1,320円引き上げとなります。これは本年の10月1日から施行になります。

続きまして、附則の16条の2、やはりたばこ税の税率の特例、これは旧3級品でエコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット、ウルマの6品目なのですが、1,000本につき1,564円を1,000本につき2,090円、626円引き上げるものでございます。

続きまして、同じページの14ページ、19条の3、附則の19条3の1項2項は、非課税口

座内の上場株式等の譲渡にかかります町民税の所得計算の特例で、非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税措置の創設に伴う条文の追加でございます。

これは、24年から、上場株式が20%の課税、本則課税となります。このことから、個人の株式市場への参加を促進する観点から、これにあわせまして、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置が導入されることとなります。これに伴いまして、株式譲渡に係る個人町民税の所得の計算の特例を定めたものでございます。

続きまして、16ページをお願いいたします。

第20条の4、1項から6項、次のページ、19ページまでの6項までの下線の部分の改正なのですけれども、租税条約等の特例法第3条の2の改正に伴う文言の整理が行われたための改正でございます。

続きまして、19ページ、20ページ、20条の5の改正なのですけれども、これは租税条約と実施特例法第5条の2の改正に伴う文言の整理による改正でございます。

以上で、説明を終わります。

続きまして、議案第29号 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分につきまして、補足して説明申し上げます。

これは地方自治法第179条の1項の規定によりまして、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

やはり29号の参考資料で説明いたします。

附則第12項の下線部分の改正なのですけれども、これは市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例で、地方税法附則第5条の各項の削除に伴う引用条項の整理が行われたための改正でございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（若泉昌寿君） 次に、議案第30号について、補足説明を求めます。

保険年金課長矢口 功君。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長矢口 功君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（矢口 功君） それでは、議案第30号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につきまして、補足してご説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、地方税法及び地方税法施行令の一部を改正する政令が、去る3月31日付で交付されたことを受けましての改正でございます。地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして専決処分を行ったものでございます。

改正の内容でございますけれども、一番目としまして、国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額を4万円引き上げるものでございます。

内訳としましては、医療給付費分で3万円、後期高齢支援金分で1万円。

2番目としましては、現行の国民健康保険税の応益割合にかかわらず、市町村の実情に応じまして、低所得者層への国民健康保険税の軽減が図れるよう、現行の6割、4割から、7割、5割、2割の軽減を図る改正を行うものでございます。

3番目としましては、倒産あるいは解雇等によりまして急に職を失ったもの、いわゆる非自発的失業者につきましては、国民健康保険税が前年度所得に基づき賦課されることから、負担が過重になるというような場合がありますために、失業から一定の期間、前年の給与所得を100分の30、3割ですね。にして算定することによりまして、国民健康保険税の軽減を図ることとした、以上3点の改正でございます。

それでは、お手元に配付してございます参考資料の新旧対照表によりましてご説明いたします。

1ページをお願いいたします。

第2条第2項の改正でございますけれども、課税額のうち、ただいま申し上げましたように国民健康保険税の医療給付費分の基礎課税額の課税限度額を、現行の47万円から50万円に、また、第3項の改正につきましては、国民健康保険税の後期高齢者支援金の課税額の限度額を、現行の12万円から13万円に、それぞれ引き上げる改正でございます。

次に、2ページから4ページになります。

第21条でございます。第21条は、国民健康保険税の減額についての改正でございます。健康保険税を減額賦課する際の基礎課税総額に対する被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の割合を、応益割合にかかわらず現行の6割、4割としているものを、前年中の世帯の所得が一定金額以下の場合において、世帯の区分に応じまして、新たに7割、5割、2割の減額割合の規定を整備するための条文の改正でございます。

第1号でございますけれども、第1号は、総所得が33万円以下の世帯にあっては、軽減対象世帯を、現行の6割軽減から7割軽減にする改正でございます。

その内容でございますけれども、アは、医療給付費の被保険者に係る被保険者均等割額を現行の1人につき1万2,600円から1万4,700円に。イは、世帯別平等割額のうち（ア）の特定世帯以外の世帯につきましては1万2,900円を1万5,050円に。（イ）の特定世帯につきましては、6,450円を7,530円に。ウは、後期高齢支援金等課税被保険者に係る均等割額を現行の1人につき3,000円から3,500円に。次の3ページになりますが、エの世帯別平等割額のうち（ア）の特定世帯以外の世帯につきましては3,300円を3,850円に。（イ）の特定世帯につきましては1,650円を1,930円に。オは、介護納付金課税被保険者に係る均等割額を、現行の1人につき5,400円から6,300円に。カは、世帯別平等割額につきましては、1世帯につき4,200円を4,900円に、それぞれ改めるものでございます。

第2号は、総所得が33万円に、世帯主を除く被保険者数及び特定同一世帯者の合算数に1人につき24万5,000円を算出した所得以外の世帯にあっては、現行の4割軽減から5割軽減に改正するものでございまして、アは、医療給付費の被保険者に係る被保険者均等割

額を現行の8,400円から1万500円に。イは、世帯別平等割額のうち（ア）の特定世帯以外の世帯については8,600円を1万750円に。（イ）の特定世帯については4,300円を5,380円に。ウは、後期高齢支援金等課税被保険者に係る均等割額を、現行の2,000円から2,500円に。エは、世帯別平等割額のうち（ア）の特定世帯以外の世帯につきましては、2,200円を2,750円に。（イ）の特定世帯につきましては1,100円を1,380円に。次に4ページをお願いいたします。オは、介護納付金課税被保険者に係る均等割額を、現行の3,600円から4,500円に。カは、世帯別平等割額については2,800円を3,500円に、それぞれ改めるものでございます。

第3号につきましては、新たに追加する追加規定でございまして、総所得が33万円に、被保険者数及び特定同一世帯者数の合算額に、1人につき35万円で算出した所得以下の世帯にあつては2割軽減とする改正でございまして。

アは、医療給付費の被保険者に係る被保険者均等割額を4,200円に。イの世帯別平等割額のうち（ア）の特定世帯以外の世帯につきましては4,300円に。（イ）の特定世帯につきましては2,150円に。ウの後期高齢者支援金等課税被保険者に係る均等割につきましては1,000円に。エの世帯別平等割額のうち（ア）の特定世帯以外の世帯につきましては1,100円に。（イ）の特定世帯につきましては550円に。オの介護納付金課税被保険者に係る均等割額は1,800円に。カの世帯別平等割額につきましては1,400円とするものでございます。

次の5ページでございまして。

第21条の2でございまして。第21条の2は、特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例についてでございまして、非自発的失業者に対する保険税の軽減を定めた特例措置の創設に伴う条文の追加規定でございまして。

これは、先ほども申し上げましたけれども、倒産あるいは解雇等によりまして急に職を失った方につきましては、国民健康保険税が、ご承知のとおり前年の所得に基づきまして賦課されることから、負担が過重になるという場合がありますことから、国民健康保険税の被保険者、または同一世帯所属者のうち、雇用保険法に規定する特定受給資格者、これは倒産あるいは解雇による方です。及び特例理由離職者、こちらにつきましては雇いどめなどによるものでございます。であつて、受給資格を有する者、これらをいわゆる特例対象被保険者というわけでございまして。の保険税の算定に当たりましては、前年の給与所得を、所得税法28条の2の規定により算出した金額、先ほど申し上げました3割に相当する金額によるものと計算しまして、算定しまして、国民健康保険税の軽減を図ることとした改正でございまして。

次に22条の2でございまして。

22条の2は、特例対象被保険者等に係る申告についてでございまして。

こちらにつきましても、前条の非自発的失業者に対する保険税の軽減を定めた特例処置

の創設に伴う条文の追加規定でございまして、第1項は、前条に規定する特例対象被保険者である場合には、離職理由等を明らかにできる申告書を町長に提出しなければならないとした規定でございまして。

第2項につきましては、その申告をする場合には、納税義務者は、雇用保険受給者資格者証等の特例対象被保険者等であることを示す、証明する書類を提示しなければならないとした改正でございまして。

次に、6ページから7ページをお願いいたします。

附則の改正でございまして。

附則第2項は、公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例の改正でございまして、こちらにつきましては、地方税法の改正に伴います引用条項の整理を行った改正でございまして。

次の附則第13項、条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例、及び附則第14項条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例の改正につきましては、いずれも租税条約等実施特例法の改正に伴う文言の整理を行った改正でございまして。

次に8ページをお願いいたします。

附則でございましてけれども、第1項は施行期日でございまして、この条例は、平成22年4月1日から施行するものでございまして。ただし、附則第13項及び附則第14項の改正規定につきましては、平成22年6月1日から施行するものでございまして。

第2項は、適用区分でございまして、改正後の利根町国民健康保険税条例の規定は、平成22年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、平成21年度分までの国民健康保険税につきましては、なお従前の例によるものものでございまして。

説明につきましては以上でございまして。

○議長（若泉昌寿君） 説明が終わりました。

これから議案第28号から議案第30号の3件について採決いたします。

まず、議案第28号について質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第28号 利根町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若泉昌寿君） 起立全員です。したがって、議案第28号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第29号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第29号 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若泉昌寿君） 起立全員です。したがって、議案第29号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第30号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第30号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若泉昌寿君） 起立全員です。したがって、議案第30号は原案のとおり承認することに決定いたします。

暫時休憩いたします。再開を11時20分といたします。

午前11時06分休憩

午前11時20分開議

○議長（若泉昌寿君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（若泉昌寿君） 日程第9、議案第31号 平成21年度利根町一般会計補正予算（第8号）の専決処分について、及び日程第10、議案第32号 平成22年度利根町一般会計補正予算（第1号）の専決処分についてまでの2件を一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。

それでは、日程第9、議案第31号 平成21年度利根町一般会計補正予算（第8号）の専決処分について、及び日程第10、議案第32号 平成22年度利根町一般会計補正予算（第1号）の専決処分についてまでの2件を一括議題といたします。

補足説明を求めます。

議案第31号及び議案第32号について、企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

○企画財政課長（秋山幸男君） それでは、議案第31号 平成21年度利根町一般会計補正予算（第8号）の専決処分につきまして、補足してご説明申し上げます。

この予算につきましては、平成22年3月31日付で、地方自治法179条第1項の規定により専決処分をさせていただいております。

5ページをお開き願います。

第2表、地方債の補正でございます。

災害復旧事業債の限度額を190万円とするものでございます。これは事業費の確定によりまして、国庫補助金が決定したことに伴って限度額を増額するものでございます。起債の方法、利率及び償還方法についてはそこに記載のとおりとなっております。

続いて、8ページ、9ページをお開き願います。

歳入でございます。款2 地方譲与税から款9 地方交付税までは、平成21年度の交付額の決定に伴うものでございます。

それでは、款2 地方譲与税、目1 自動車重量譲与税につきましては751万5,000円を増額するものでございます。前年度と比較いたしますと、864万9,000円の減額となっております。

次に、目1 地方道路譲与税でございますが、1,419万5,000円を減額するものでございます。前年度と比較いたしますと1,582万2,000円の減額となっております。

次に、目1 地方揮発油譲与税でございますが、1,719万3,000円を計上したものでございます。これは平成21年度に新しく創設されたもので、市町村道の延長及び面積に案分して譲与されるものでございます。

続きまして、目1 利子割交付金は252万円を減額するものでございます。前年度と比較

いたしますと238万9,000円の減額となっております。

続いて、款4 配当割交付金、目1 配当割交付金は26万8,000円の減額でございます。前年度と比較いたしますと、104万4,000円の減額となっております。

続きまして、款5 株式等譲渡所得割交付金は、52万9,000円を増額するものでございます。前年度と比較しますと16万6,000円の減額ということになってございます。

款6 地方消費税交付金は、2,705万4,000円を増額するものでございます。前年度と比較いたしますと、535万7,000円の増額となっております。

続いて、款7 自動車取得税交付金は、212万7,000円の減額でございます。前年度と比較いたしますと43.7%、2,093万2,000円の大幅な減額となっております。

続いて、款9 地方交付税は、2,138万7,000円の増額をするものでございます。これは特別交付税でございます。地方交付税といたしましては、21年度と比較いたしますと828万7,000円の減額となっております。

続きまして、款13 国庫支出金、目4 総務費国庫補助金で404万円を増額するものでございます。これは地域活性化・きめ細やかな臨時交付金の交付額が決定したことによるものでございます。

目5、土木費国庫補助金は2,000万円を増額するものでございます。これはまちづくり交付金の交付決定によるものでございます。

続きまして、款15 財産収入、目1 不動産売払収入で、894万7,000円を増額するものでございます。これは利根町中田切449-16の町有地の売却代金を計上したものでございます。

続いて、款17 繰入金、目2 利根町公共公益施設維持整備基金繰入金で4,119万4,000円の減額、目6 利根町義務教育施設整備基金繰入金で79万円の減額、次のページになりますが、目9 茨城県利根浄化センター周辺地域生活環境整備基金繰入金で185万円の減額、につきましては、それぞれの事業費の確定によりまして基金に戻し入れをするものでございます。

続いて、款20 町債の10万円の増額につきましては、先ほど地方債の補正でも申し上げました災害復旧事業の補助事業費の確定によりまして、国庫補助が決定したことに伴って増になったものでございます。

続いて、11ページをお開き願います。

歳出でございますが、款2 総務費、目1 財産管理費で、2,232万2,000円を減額するものでございます。これはグリーンニューディール基金活用事業で実施いたしました庁舎空調熱源設備改修工事と庁舎ガラスコーティング工事の事業費が確定したことに伴うものでございます。

続いて、款7 土木費、目2 道路維持費で、378万6,000円を減額するものでございます。これは町道1229号線の排水整備工事、それから利根浄化センター周辺生活環境施設整備工事の事業費が確定したことによるものでございます。

同じく款7 土木費の目3 下水道費で、財源内訳の変更をしてございますが、これは地域

活性化・きめ細やかな臨時交付金などの交付金の交付が決定したことに伴いまして変更となったものでございます。

続きまして、12ページをお開き願います。

款8消防費、目3消防施設費で、56万3,000円の減額となっております。これは防火水槽の新設工事の工事費の確定に伴うものでございます。

続いて、款9教育費、目5学校建設費につきましては、財源の内訳の変更をしてございます。こちらにつきましても、地域活性化公共投資臨時交付金等の交付額の決定に伴うものでございます。

次に、款11諸支出金、目5利根町環境施設整備基金費で7,049万2,000円を増額するものでございます。こちらにつきましては、今回の補正で余剰額が生じたため、今後の環境施設整備の財源に当てるため、利根町環境施設整備基金に積み立てをするものでございます。

以上で、議案第31号の説明を終わります。

続きまして、議案第32号 平成22年度利根町一般会計補正予算（第1号）の専決処分について、補足してご説明申し上げます。

この予算につきましては、平成22年5月14日付で、地方自治法179条第1項の規定により専決処分をさせていただいております。

5ページをお開き願います。

まず、下の欄の方に記載されております歳出につきましてご説明申し上げます。

款9教育費、目3学校給食費で832万7,000円を増額するものでございます。これは文小学校和布川小学校の給食室に設置してございます給食調理用の温水ボイラーが故障いたしまして、修繕ができないため、改修工事をするための事業費をそれぞれ計上したものでございます。

次に、上段の歳入をごらんください。

款17繰入金で、目6利根町義務教育施設整備基金繰入金で832万7,000円を増額するものでございます。これは歳出でご説明を申し上げました小学校のボイラーの改修工事の事業に充てるため繰り入れをするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（若泉昌寿君） 説明が終わりました。

これから議案第31号及び議案第32号の2件について採決いたします。

まず議案第31号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第31号 平成21年度利根町一般会計補正予算（第8号）の専決処分についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若泉昌寿君） 起立全員です。したがって、議案第31号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第32号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第32号 平成22年度利根町一般会計補正予算（第1号）の専決処分についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若泉昌寿君） 起立全員です。したがって、議案第32号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（若泉昌寿君） 日程第11、議案第33号 利根町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第14、議案第36号 利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例までの4件を一括議題といたします。

補足説明を求めます。

議案第33号から議案第35号について、総務課長飯田 修君。

〔総務課長飯田 修君登壇〕

○総務課長（飯田 修君） それでは、議案第33号 利根町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

これは地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴いまして、早出遅出出勤、深夜出勤及び時間外勤務の制限に関する規定が改正されたため、同様に、利根町職員の勤務条件の規定を改めたいので提案するものでございます。

今回の主な改正内容ですけれども、職員が、育児また介護をしやすくするためのものと

なっておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

議案第33号の参考資料で説明させていただきたいと思います。

利根町職員の勤務時間、休暇に関する条例新旧対照表でございます。

初めに、現行の8条の2でございますが、これは、育児または介護を行う職員の早出遅出勤務について規定してございますが、今回改正する部分は、下線の引いてある部分でございます。第1項中、「職員の配偶者でその子の親であるものが、常態としてその子を養育することができるものとして規則の定める者に該当する場合における当該職員を除く。次条第2項において同じ」これを削除するものでございますが、職員が育児または介護をする場合に、職員が請求した場合に、早出あるいは遅出の時差出勤ですが、これができるとしておりまして、現行では、職員の配偶者が就業していない、いわゆる働いていない場合には養育することができるため、職員が育児または介護のために早出遅出の勤務は認めてございませませんが、今回の改正によりまして、養育することができる配偶者がいまましても職員が請求すれば早出遅出出勤ができることとするのでございます。

次の第2項ですけれども、これは要介護者を介護する職員について定めてございますが、第1項の規定を準用し、読みかえ規定としているため、これを削除するものであります。

次のページになりますが、第8条の3、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限でございますが、現行では、第1項から第4項までの構成となっております。これを第1項の後に次の1項を加えるものですが、任命権者は3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き第7条第2項に規定する勤務、これは時間外勤務ですけれども、これをさせてはならないと規定するものでございます。これを第2項といたしまして、現行での第2項を第3項に、順次第5項まで、また引用規定を整理するものでございます。

一番後ろの附則でございますが、第1条施行期日ですが、この条例は平成22年6月30日から施行するものですけれども、次の第2条で、経過措置といたしまして、この改正条例の施行後に、条例改正の規定による早出遅出勤務、時間外勤務の制限の請求を行おうとする職員は、施行日前に請求することができるものとするものです。

33号についての説明は以上でございます。

続きまして、議案第34号 利根町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして補足してご説明申し上げます。

これにつきましても、先ほどの議案第33号と同じく、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴いまして、育児休業、育児短時間勤務、及び部分休業に関する規定が改正されましたことによりまして、利根町職員の育児休業等の規定を改めたいので提案するものでございます。

参考資料の新旧対照表で説明をさせていただきたいと思います。

初めに、第2条の改正ですが、育児休業をすることができない職員について規定してございまして、現行では、第1号から第6号までの職員となっておりますが、改正案では、職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず、職員は育児休業をすることができることとするため、下線部分であります第1号の非常勤職員、第2号の臨時的に任用される職員、第5号の育児休業により養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員、第6号の、前号に掲げる職員のほか職員が育児休業により養育しようとする子を、当該職員以外の当該子の親が常態として養育することができる場合における当該職員、これらを削除するものでございます。

次のページをお願いいたします。

改正案の第2条の2は、父親である職員が再度の育児休業をすることができる場合を規定しているもので、育児休業法第2条第1項ただし書きの、人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間についてですが、これまで同じ子供に対しまして一度育児休業をとった場合、特別の事情がない限り再取得できませんでしたが、この今回の改正によりまして、子の出産の日から57日以内、約8週間になります。57日以内に、最初の育児休業をした職員は、特別の事情がなくても再び育児休業をすることができるものと新たに規定するものです。

次に、第3条ですが、これは再度の育児休業ができる特別の事情の改正でございまして、見出しを、「育児休業法第2条第1項ただし書きの条例で定める特別の事情」に改め、第4号の、現行では、育児休業等の計画書を提出して、夫婦が交互にそれぞれ3月以上育児休業する場合には、再度の育児休業をすることができるとしております。改正案では、夫婦が交互に育児休業をしたかどうかにかかわらず、最初の育児休業をした後3月以上経過していれば、再度育児休業をすることができるものとするものでございます。

次のページ、第5条ですが、育児休業の承認の取り消し事由の改正でございまして。

現行では、職員が育児休業により養育している子を、職員以外のその子の親が常態として養育することができることとなった場合、育児休業の承認の取り消し事由になっておりますけれども、これを改正案では、取り消し事由としないとするものであります。

第9条ですが、育児短時間勤務をすることができない職員について規定しておりまして、これにつきましても、先ほどの第2条で説明をいたしました、育児休業ができない職員の改正と同様でございまして、次のページをお願いいたします。第1号の非常勤職員、第2号の臨時に任用される職員、第5号、職員の配偶者が育児休業をしている場合、第6号、子を養育できる配偶者がいる場合、これらにつきまして、改正案では、育児短時間勤務ができるとするため削除をするものでございます。

第10条、育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に、育児短時間勤務をすることができる特別の事情について規定してございまして。第1号と第4号

の改正につきましては、このあと説明いたします第12条の改正に伴います規定の整理でございます。

第5号ですが、現行では、職員が育児休業等計画書を提出して最初の育児短時間勤務をした後、配偶者が育児休業等により3月以上にわたり養育した場合に、前回の育児短時間勤務の終了から1年以内であっても育児短時間勤務をすることができるとなっておりますけれども、改正案では、配偶者が育児休業等をしたかどうかにかかわらず3月以上経過していれば、育児短時間勤務をすることができるものと改めるものでございます。

第12条は、育児短時間勤務の承認の取り消し事由を規定してございます。

第1号ですが、これにつきましても、先ほどの第5条の育児休業の取り消し事由と同じでございます。職員の配偶者が養育できる状態となった場合、現行では取り消し事由となっておりますけれども、これを削除いたしまして、養育できる配偶者がいるかないかにかかわらずできるとするものです。

次のページをお願いいたします。

第16条ですが、部分休業ができない職員について規定しておりますが、今回の改正内容は、職員の配偶者の就業の有無、また育児休業の取得の有無にかかわらず職員は部分休業をすることができるとするものでありまして、部分休業することができない職員は、育児短時間勤務をしている職員、または育児休業法第17条の規定による短時間勤務、これは短時間勤務の承認の執行となっております。この職員のみ部分休業をすることができないと規定を改めるものでございます。

下のページになりますが、第17条につきましては、引用規定の追加をするものでございます。

附則でございまして、第1条、この条例は平成22年6月30日から施行とするものです。

第2条は、経過の措置でございまして、改正条例の施行日前、6月30日ですけれども、育児休業計画書により申し出た再度の育児休業、または育児短時間勤務の請求の計画は、施行日以後は、改正後のそれぞれの規定により申し出た計画とみなすということを規定するものでございます。

34号につきましては以上でございます。

次に、議案第35号 利根町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例につきまして補足してご説明申し上げます。

これは、地方公務員法の改正によりまして、職員団体のための活動することができる場合としまして、新たに時間外勤務代休時間が規定されたことに伴いまして、利根町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する規定を改めたいため提案するものでございます。

これにつきましても、参考資料、新旧対照表でご説明をさせていただきたいと思っております。

第2条ですけれども、職員団体のための職員の行為の制限の特例を規定してございませ

て、第2号の、給与を受けながら職員団体のためその業務を行い、または活動できる場合には、昨年の11月の臨時議会でご承認をいただきました利根町職員の給与に関する条例の一部改正の中で、任命権者が1カ月60時間を超えた分の時間外勤務につきましても、時間外勤務代休時間の指定を行うことができるとしておりまして、この時間外勤務代休時間につきましても、職員団体の活動することができるという規定を追加するものでございます。

附則ですけれども、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（若泉昌寿君） 次に、議案第36号について、補足説明を求めます。

保険年金課長矢口 功君

〔保険年金課長兼国保診療所事務長矢口 功君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（矢口 功君） それでは、議案第36号 利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明いたします。

今回の改正につきましても、提案理由にもございますように、茨城県の医療福祉対策要綱の改正に伴いまして、利根町医療福祉費支給に関する条例において引用する字句の規定に変更が生じたため、これを改めたいので提案するものでございます。

改正の内容についてでございますが、少子化対策の充実のため、茨城県で行う医療福祉制度、いわゆるマル福制度でございます。につきましても、その対象年齢を、これまでの未就学児までから、満9歳、小学校3年生の入院、外来まで対象年齢を拡大し、保護者の医療費に係る経済的な負担の軽減を図り、子育てしやすい環境づくりを推進するものでございます。

それでは、お手元に配付してございます参考資料の新旧対照表によりましてご説明いたします。

1ページをお願いいたします。

第1条は、目的についての改正でございまして、現行の「乳幼児」を「小児」に改めるものでございます。

第2条でございますが、定義の改正でございまして、第2号を現行の乳幼児にかかわる規定を小児に改めまして、「出生の日から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」に改めるものでございます。

次に、2ページをお願いいたします。

第5条でございます。第5条は、医療福祉費の支給制限についての改正でございまして、第1項第2号中「乳幼児」を「小児」に、また「6歳」を「9歳」に改めるものでございます。

3ページでございます。続きまして附則でございます。

附則の改正でございますが、第1項は施行期日でございまして、この条例は平成22年10月1日から施行するものでございます。また、第2項は経過措置でございまして、この条

例の施行日前の診療に係る医療福祉費支給につきましては、なお従前の例によるものとするものでございます。

説明は以上でございますが、現在、当町におきましては、去る3月議会におきまして、本条例の一部改正を議決していただいたところでございます。本年4月1日より満6歳に達する日の翌日以後における最初の4月1日、いわゆる小学校1年生から満9歳に達する日以後の最初の3月31日、小学校3年生までですね。これらの医療費につきましては、就学児としまして町の単独事業で助成を行っているところでございます。

ただいまご説明いたしましたように、今回の改正で、茨城県の医療福祉制度が、本年10月診療分から対象年齢を9歳まで引き上げになるわけでございますけれども、内容的には、現在町で実施している対象年齢と同様になります。これに伴いまして所得要件が発生することになります。したがって、申請のあった方で所得制限以内の場合には、茨城県のマル福いわゆる医療福祉制度に、所得制限以上に該当する場合には、茨城県の医療福祉制度の対象ではなく引き続き町の単独事業として助成を行っていくものでございます。

以上でございます。

○議長（若泉昌寿君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

議案第33号から議案第36号までの4件について、議案調査のため、本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の6月10日に質疑、討論、採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若泉昌寿君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（若泉昌寿君） 日程第15、議案第37号 平成22年度利根町一般会計補正予算（第2号）を議題としたいと思います。

補足説明を求めます。

企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

○企画財政課長（秋山幸男君） それでは、議案第37号 平成22年度利根町一般会計補正予算（第2号）について補足してご説明申し上げます。

6ページをお開き願います。

歳入でございますが、款13国庫支出金、目2衛生費国庫補助金で139万4,000円を増額するものでございます。これは、子宮がん、乳がんの検診受診率の向上を図るため、平成21年度に引き続き補助されるものでございます。

次に、目3土木費国庫委託金で7,671万8,000円を計上するものでございます。これはスーパー堤防整備事業に伴う家屋移転補償を行うための委託金で、国から委託されるもので

ございます。

続いて、款14県支出金、目4農林水産業費県補助金で2,392万円を増額するものでございます。これの内訳でございますが、融資主体型補助事業補助金は1,101万9,000円でございますが、これは農業生産法人の農業機械導入のために補助されるものでございます。集落営農補助事業補助金の1,290万1,000円につきましては、営農組合の農業機械導入の支援のために補助されるものでございます。

次に、目3教育費県委託金で7万5,000円を増額するものでございます。これは学力向上サポートプラン事業といたしまして、小学校の4年生に対して、夏休みに算数の授業を行うための委託金でございます。

続いて、款17繰入金で、目1財政調整基金繰入金2,236万5,000円を増額するものでございます。これは今回の補正予算の財源に充てるため繰り入れをするものでございます。

続いて、7ページをお開き願います。

歳出でございます。款2総務費、目1一般管理費で11万3,000円を増額するものでございます。これは稲敷地方市町村自衛隊協力会負担金で、自衛官の募集及び民生協力などに関して協力をいたします協力会へ加入をするために負担金を計上したものでございます。

続いて、目2秘書広聴費で26万5,000円を増額するものでございます。これは町村行政の円滑な運営と地方自治の振興発展を目的とした県南町村会に加入をするため負担金を計上したものでございます。

続いて、目6企画費は48万3,000円を増額するものでございます。これは閉校になっております小中学校跡地などの有効活用について協議を行う土地利活用推進協議会の委員謝礼を計上したものでございます。

次に、款2総務費の目1税務総務費で610万円を増額するものでございます。これは固定資産税に課税誤りがあり、過納分について還付をするために計上したものでございます。

続きまして、7ページから8ページになります。

款4衛生費、目2予防費518万2,000円を増額するものでございます。この内容といたしましては、健康増進事業は、子宮がん、乳がん検診の実施に伴う事務費、医療機関検診委託料などの経費を見込んだものでございます。

予防接種事業につきましては、本年度に入りまして、日本脳炎予防接種を積極的に進めることになりましたことから、その事業費として、医薬材料費としてワクチン購入費、医療機関個別接種委託料などの経費を見込んだものでございます。

次に、款5農林水産業費、目3農業振興費2,392万円を増額するものでございます。これは先ほど歳入でご説明申し上げましたとおり、農業法人、集落営農組合等の農業機械導入のための補助金を計上したものでございます。

次のページで、款7土木費、目2道路維持費で3万円の計上でございますが、労働安全衛生法などに基づき、作業に使用します振動ローラーの運転教育のための職員研修負担金

を計上したものでございます。

続きまして、目1河川総務費で8,822万8,000円を増額するものでございます。これはスーパー堤防整備事業の上曾根運動公園の拡張に伴う用地取得費といたしまして1,151万円を、また家屋移転補償を行うために7,671万8,000円を見込んだものでございます。

続いて、款9教育費、目4教育研究指導費でございますが、こちらにつきましては、歳入でもご説明申し上げましたとおり、小学校4年生に対しまして、夏休みに算数の授業を行うための先生の謝礼を計上したものでございます。

次のページをお願いします。

項4社会教育費、目3生涯学習センター費で7万6,000円を増額するものでございます。これは生涯学習センターの印刷機が故障いたしまして修理ができないことから、新たに賃借料を計上したものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（若泉昌寿君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

議案第37号 平成22年度利根町一般会計補正予算（第2号）については、議案調査のため、本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の6月10日に質疑、討論、採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若泉昌寿君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（若泉昌寿君） 日程第16、議案第38号 利根町監査委員の選任についてを議題といたします。

補足説明を求めます。

総務課長飯田 修君。

〔総務課長飯田 修君登壇〕

○総務課長（飯田 修君） それでは、議案第38号 利根町監査委員の選任につきまして、補足してご説明申し上げます。

これは地方自治法第196条第1項の規定によりまして、議会の同意を得るため提案をするものでございます。利根町監査委員に下記の者を選任したいので同意を求めるものでございます。

住所ですが、利根町大字大平424番地、氏名が五十嵐 弘氏、生年月日、昭和15年8月1日、そのほか略歴につきましては参考資料をご参照願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（若泉昌寿君） 説明が終わりました。

議案第38号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第38号 利根町監査委員の選任ついてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若泉昌寿君） 起立全員です。したがって、議案第38号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（若泉昌寿君） 日程第17、議案第39号 龍ヶ崎市の公の施設を本町住民の使用に供させることに関する議決事件の変更についてを議題といたします。

補足説明を求めます。

企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

○企画財政課長（秋山幸男君） それでは、議案第39号 龍ヶ崎市の公の施設を本町住民の使用に供させることに関する議決事件の変更について、補足してご説明申し上げます。

これは地方自治法第244条の3第3項の規定に基づき、平成14年12月10日に議会の議決をいただきまして、龍ヶ崎市との公の施設相互利用に関する協定書を締結してございます。その協定書の中で、龍ヶ崎市の施設の一部の廃止に伴いまして、協定書の一部を変更したいことからご提案申し上げますのでございます。

それでは、議案第39号、龍ヶ崎市との公の施設相互利用に関する協定の一部を変更する協定書の新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

22龍ヶ崎市高砂運動広場の、使用させる具体的な施設の名称「テニスコート」を削除いたしまして、体育館と野球場の施設に改めるものでございます。

以上でございます。

○議長（若泉昌寿君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

議案第39号 龍ヶ崎市の公の施設を本町住民の使用に供させることに関する議決事件の変更について、本日は、議案調査のため説明のみにとどめ、本定例会最終日の6月10日に質疑、討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若泉昌寿君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（若泉昌寿君） 日程第18、請願第11号 利根町議会議員定数の削減を求める請願を議題といたします。

ここで、総務常任委員長から、委員会審査経過及び結果の報告を求めます。

総務常任委員長五十嵐辰雄君。

〔総務常任委員長五十嵐辰雄君登壇〕

○総務常任委員長（五十嵐辰雄君） それでは、継続審査中の請願第11号 利根町議会議員定数の削減を求める請願です。

慎重なる審査をいたし、採決の結果、採択と決しました。

事務調査の結果については、会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

まず、閉会中の審査の進め方について、4月13日、総務常任委員会の協議会を開催いたしました。

協議会では、参考資料をもとに、県内全44市町村の人口規模、議員定数、定数削減の動向等を詳細に調査いたしました。町村のうち、県内で唯一議員定数10人は五霞町です。人口は、ことし4月1日現在9,545人で、利根町は1万7,895人です。そこで、次回の総務常任委員会では、五霞町の議会運営について調査することに決定いたしました。

五霞町の議会運営を調査するため、総務常任委員会を4月26日開催いたしました。全員出席です。継続審査中の請願第11号 利根町議会議員定数の削減を求める請願の審査をするため、五霞町へ全員出張しました。

五霞町議会議長を初め、各常任委員会委員長から次のような説明がありました。一般質問は、一問一答方式で時間は1時間以内です。常任委員会は2委員会構成しています。定数削減の経緯については、議会内部から議員定数削減の機運が盛り上がりました。平成17年6月の第2回定例会で、定数16人から14人に2人削減しました。この条例改正の施行は平成19年の改選時から施行するというところでございます。

平成19年1月、議員定数を14人から10人に見直す住民請求が町長に提出されました。この住民請求と同時に、全員協議会でさらなる削減の協議がされました。平成19年2月に開催した平成19年第1回臨時会において、議員定数14人から10人に、4人削減する議案が全会一致で可決されました。ここで一気に4人削減となったわけですから、議員定数14人に一時は決定したのですが、そのときは、議会議員選挙は行われませんでした。

そこで、五霞町議会議員との意見交換の中で、五霞町議会側からの意見として、定数10人では、削減の結果として、議会は合議体としての機能をしなければならないので、この性急な改革を実行したのは無理や支障が出てきて失敗だったという説明がありました。

続いて、5月13日、総務常任委員会を開催、全員出席です。継続審査中の請願第11号 利根町議会議員の定数削減を求める請願の審査をいたしました。

初めに、4月26日開催調査した五霞町議会制度について研究いたしました。定数16人から14人の2人削減し、さらに10人に削減したときの五霞町の議会での議論の展開、長所短所等を再度検証いたしました。

常任委員会は、文教と総務と一つですね、だから経済建設の2委員会で構成しています。五霞町の議会の話としては、端的に言って失敗であった、14人から10人に削減するときは、町民の陳情に起因いたしました。1人の町民が町長への陳情及び町民の動向により削減に至ったわけです。そこで少人数の常任委員会では、委員が欠席したとき、かけ持ち、兼務、専門性に欠けます。1人の議員が、常任委員会、特別委員会の5部門に入っているときもあります。審査機能の拡大化、複雑化、専門化に対応してかつ住民の期待にこたえることが常任委員会の機能だそうでございます。

以上が、五霞町の現状でございます。

そのときの総務常任委員会の中の各委員の発言でございますが、五霞町を視察して、14人から10人に削減しても財政的に余り寄与しないと、大枠として住民に財政負担の軽減を示すための手段にすぎないと、そういう委員もございました。そこで議員定数削減の問題は、請願が出るまでもなく、議員みずから主体的に取り組むことがよいことでしょう。そこで本日の審査の取りまとめとして、各委員から発言があり、住民の税金を有効に使う努力を含めて10人でもよいというような発言もございました。

そこで、常任委員会のあり方について議論いたしました。地方分権の進展に対応した地方議会の活性化に資するため、地方自治法の改正により常任委員会の数の制限は廃止されました。地方公共団体の自主性が尊重されました。

利根町の場合ですが、組合議員についての意見もいろいろと出ました。稲敷広域、塵芥処理、衛生組合の議員を兼ねている議員が8人います。事務事業については、それぞれの組合議員から、3月議会でその年間の事務事業の報告がされています。ですから、組合議員の事務については各議員とも承知済みでございます。

そこで請願の審査については、時間をかければよいというのではなく、今、全員協議会でも定数について真剣に協議をしております。視察研修等を通じまして、議員が主体的に取り組む慎重に対応したいと思います。6月議会で請願を採決したいと考えています。このような状況です。そこで請願の審査については、全員、継続審査と決しました。

続いて、6月1日、総務常任委員会を開催し、全員出席です。継続審査中の請願第11号利根町議会議員定数の削減を求める請願の審査をいたしました。

全委員から次のような発言がありました。総務常任委員会において、請願については、視察調査、事例研究も含めて十分に議論されました。5月27日開催した全員協議会で、継続協議中の議員定数削減について、2人削減し、12人とする条例改正案を今期定例会に議員提案することに決定しております。請願と全員協議会とは性格が違うので、民意を受けて方向性を出して早目にけじめをつけるべきだと、こういう意見もございました。

以上の意見を踏まえ、請願第11号 利根町議会議員の定数削減を求める請願を採決することを諮ったところ、全員採決することに異議なしとの声がありました。

採決の結果、採択と決しました。以上で報告を終わります。

○議長（若泉昌寿君） 委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

次に、本請願を採択することに対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若泉昌寿君） 討論を打ち切ります。

これから……。

〔「賛成、反対」と呼ぶ者あり〕

○議長（若泉昌寿君） 討論ないでしょう。

〔「ありますよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（若泉昌寿君） まず、採択することに反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若泉昌寿君） 次に、採択することに賛成の方の発言を許します。

5番高橋一男君。

〔5番高橋一男君登壇〕

○5番（高橋一男君） 5番高橋です。

私は、請願第11号 利根町議会議員定数の削減を求める請願に対しまして、賛成の立場で討論を行います。

議員は、地域の代表として町民に選ばれ、町民の負託にこたえるよう働くことが当然のことです。地方制度も長い年月が過ぎると、その当時は近代的かもしれませんが、制度そのものが制度疲労を起こしてきます。改革の時代となり、地方自治制度は、地方分権体制となりましたが余り成果が上がっておりません。住民自治を進めるには、議会も率先して、住民とともに地方分権による改革を進めることが大切であります。

現在は、さらに進んで、地方主権の時代といわれておりますが、住民の代表である我々議員が、何人で議会を構成するのが適正か、議員みずから検証することであろうと。住民の声を尊重し、最善を尽くし、議会で意志決定し、住民生活の向上になるよう努力することが大切であります。町長の事務事業のチェック機能を発揮することも議員定数の大きな要素になっております。

私は、今回、議会議員定数削減の請願が出される前から、議員定数につきましては、7年前でございますが、議員に立候補した当時、当初から私は、議員定数あるいは議員の報酬に関しては、一貫して自分の主張を通したい、自分の公約として掲げたいということでやってまいりました。そのため、みずからの、利根町の現状及び将来を見据えて、議員定

数はどうあるべきか、常日ごろ情報を発信してきたところでございます。

県内の市町村で定数10名で構成しているところは、先ほど委員長の報告もありましたけれども、五霞町でございます。五霞町の場合、常任委員会の構成、広域事務組合議員、特別委員会の委員、そのほか議会代表の議員等においても、通常の業務を行っても、何ら事務のおくれや支障を来すことがないということを私は伺っているところでございます。

10名では、各地区の民意、意見が行政及び議会に届かないではないかと、そのような危惧するところもありますけれども、今は、情報化時代で、住民の行動範囲は広く、情報の伝達も早いため、少数精鋭主義でしかるべきであると。利根町の広域事務組合の組合議員は、現在は8名でございますが、平成24年度からは、県南水道企業団に議員として2名加わることでございますが、議員すべて10名が組合の議員になることとなります。しかし、極めて困難な事務事業ではないと思っております。

利根町が、時代の先陣を切って画期的な議会改革を行うには、今がいい機会だと、私はこのように思っております。したがって、利根町の人口規模、財政状況を判断すれば、議員定数10名の請願につきましては、私は賛成をするものでございます。

以上です。

○議長（若泉昌寿君） もう一度伺います。

採択することに反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若泉昌寿君） 次に採択することに賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若泉昌寿君） 討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。

それでは、請願第11号 利根町議会議員定数の削減を求める請願を採決いたします。

お諮りいたします。

請願第11号に対する委員長の報告は採択です。したがって、委員長報告のとおり採択することについて採決いたします。

請願第11号は、委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若泉昌寿君） 起立少数です。したがって、請願第11号は不採択することに決定いたしました。

○議長（若泉昌寿君） 日程第19、議員提出議案第11号 利根町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出議案の説明を求めます。

提出者、利根町議会議員能登百合子さん。

〔1番能登百合子君登壇〕

○1番（能登百合子君）

議員提出議案第11号

平成22年6月4日

利根町議会議長 若泉昌寿 様

| | | |
|-----|---------|-------|
| 提出者 | 利根町議会議員 | 能登百合子 |
| 賛成者 | 同 | 岩佐 康三 |
| 賛成者 | 同 | 高木 博文 |
| 賛成者 | 同 | 会田 瑞穂 |
| 賛成者 | 同 | 今井 利和 |

利根町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

上記について、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由

長引く景気低迷により町税の減収が続き、財政構造の硬直化が進む中、住民サービスの維持向上を図るには、人件費の削減を図り、行政改革に努めなければならない。

議会も率先して行財政運営の効率化に寄与するために提案する。

利根町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

利根町議会の議員の定数を定める条例（平成12年利根町条例第32号）の一部を次のように改正する。

本則中「14人」を「12人」に改める。

附則

この条例は、平成23年4月1日以降、初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。

以上です。

○議長（若泉昌寿君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

議員提出議案第11号 利根町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について、本日は議案調査のため、説明のみにとどめ、本定例会最終日の6月10日に質疑、討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若泉昌寿君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（若泉昌寿君） 日程第20、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

明日6月5日から6月6日までの2日間は、議案調査のため休会としたいと思います。
これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。したがって、あす6月5日から6月6日までの2日間は、議案調査のため休会することに決定いたしました。

○議長（若泉昌寿君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

次回6月7日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後零時33分散会